

横芝光町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 31年度の人件費率
2年度	人 23,368	千円 14,413,684	千円 411,347	千円 1,809,068	% 12.6	% 15.9

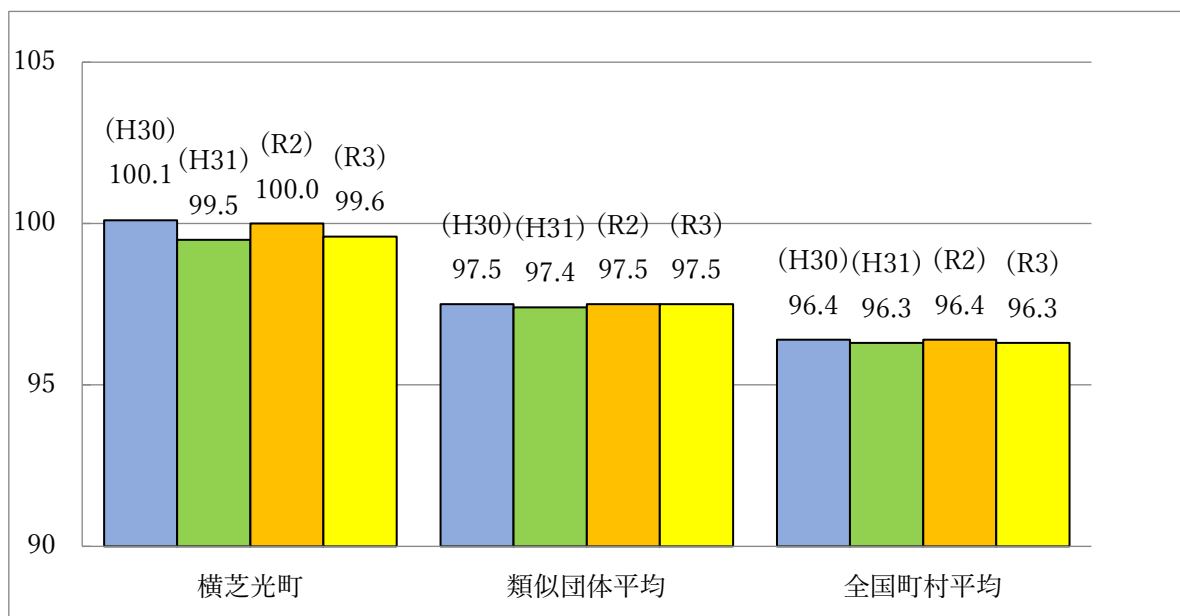
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
2年度	人 192	千円 773,975	千円 78,989	千円 305,455	千円 1,158,419

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)V-1 平均一人当たり給与費
千円 6,033	千円 5,552

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設定している団体のみ

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。若年層については、引き下げずに高齢層について引き下げを実施。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）支給なし。

（実施時期）予定なし。

（参考）

	平成 26 年 度の支給割 合	平成 27 年度の 支給割合		平成 28 年度の 支給割 合	平成 29 年度の 支給割 合	平成 30 年度の 支給割 合	令和元 年度の 支給割 合	令和 2 年度の 支給割 合	令和 3 年度の 支給割 合
		4 月 1 日時点	遡及 改定 後						
国基準によ る支給割合	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
△△県の支 給割合	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%

③その他の見直し内容

【記入例】管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横芝光町	41.6歳	313,300円	345,800円	331,600円
千葉県	40.4歳	305,251円	409,890円	357,690円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	40.8歳	304,484円	360,019円	332,283円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)円	
横芝光町	45.9 歳	22 人	245,400 円	268,400 円	251,600 円	—	— 歳	—	—
うち 調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	—	—
うち 用務員	55.8 歳	4 人	305,500 円	306,700 円	303,400 円	用務員	50.3 歳	235,200	1.30
うち その他	43.8 歳	18 人	232,800 円	259,900 円	240,000 円	—	— 歳	—	—
千葉県	53.3 歳	346 人	304,686 円	363,931 円	341,628 円	—	— 歳	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	— 円	328,603 円	—	— 歳	—	—
類似団体	51.3 歳	— 人	272,022 円	291,125 円	282,018 円	—	— 歳	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
横芝光町	4,298,900 円	— 円	—
うち 調理員	— 円	— 円	—
うち 用務員	5,047,400 円	3,186,100 円	1.58
うち その他	4,124,600 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30年から令和2年までの3ヶ年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横芝光町	— 歳	— 円	— 円
千葉県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		横芝光町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	146,100円	152,700円	—
	中学卒	137,300円	139,900円	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

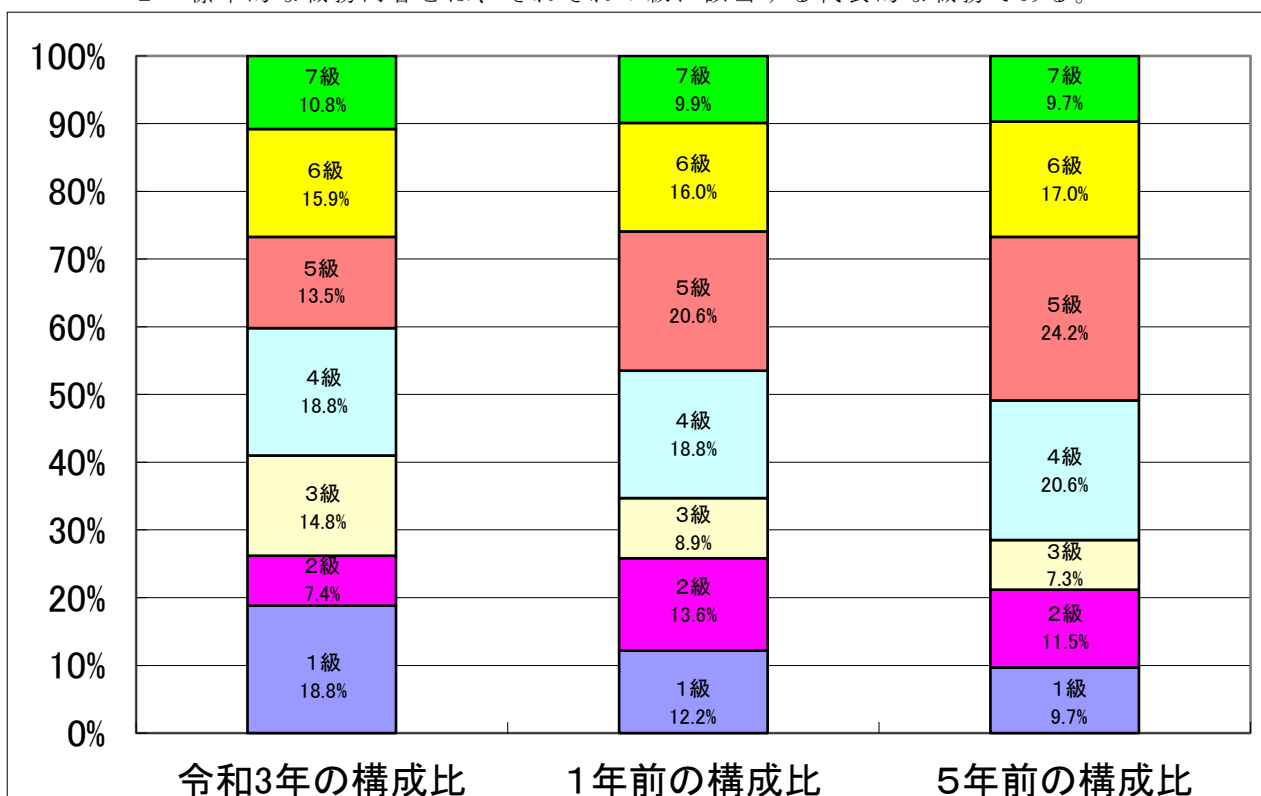
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,900円	362,100円	399,600円	427,600円
	高校卒	234,200円	295,500円	372,300円	395,400円
技能労務職	高校卒	205,900円	252,100円	287,700円	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

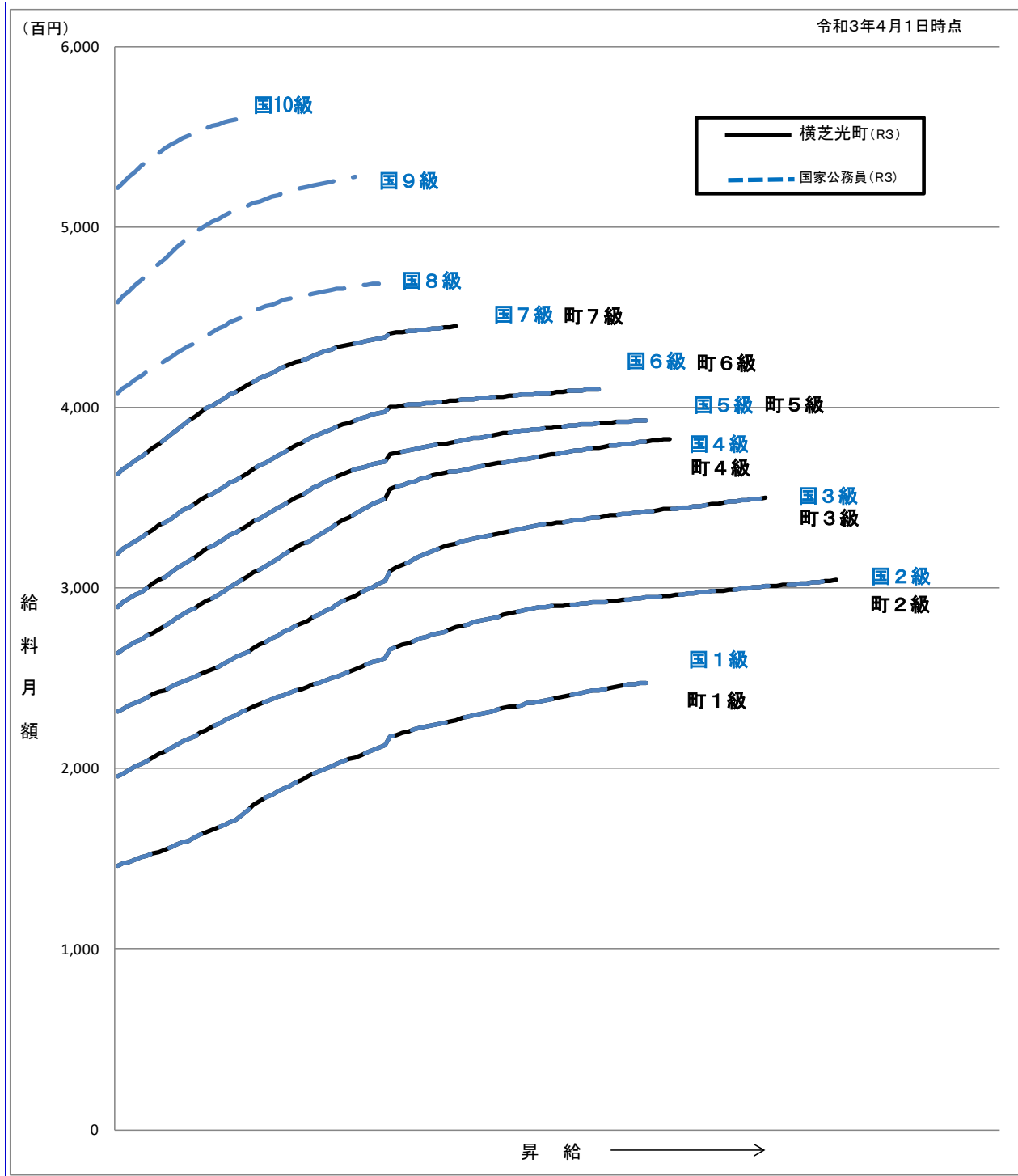
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事、課長、所長、局長、事務長、室長、主幹の職務	19人	10.8%	362,900円	444,900円
6級	副課長、副事務長、主幹、所長、館長、局長、室長、副主幹、保育所長の職務	28人	15.9%	319,200円	410,200円
5級	班長、副主幹、保育所長の職務	24人	13.6%	289,700円	393,000円
4級	主査の職務	33人	18.8%	264,200円	382,600円
3級	副主査の職務	26人	14.8%	231,500円	350,000円
2級	主事、技師、保健師、看護師、栄養士、保育士、歯科衛生士、司書、学芸員の職務	13人	7.4%	195,500円	304,200円
1級	主事、技師、看護師、栄養士、保育士、歯科衛生士、司書、学芸員、主事補、技師補の職務	33人	18.8%	146,100円	247,600円

- (注) 1 横芝光町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（横芝光町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				

上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年3月		令和5年3月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

横芝光町	千葉県	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,524千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,734千円	—
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15・25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（横芝光町）

3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
	○	○	○	○
標準、下位の成績率				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

横芝光町		国	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
勤続35年	39.7575月分 47.709月分	勤続35年	39.7575月分 47.709月分
最高限度額	47.709月分 47.709月分	最高限度額	47.709月分 47.709月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）		定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額			
定年・勸奨退職 21,187千円			
自己都合 2,717千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）※制度なし

支給実績（令和2年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		40,889千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		413,015円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		30.75%		
手当の種類（手当数）		17		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療手当	医師	診療又は手術	15,330千円	月額170,000円
放射線手当	診療放射線技師、助手 看護師、准看護師	放射線の照射作業	180千円	月額5,000円または 日額300円
検査手当	臨床検査技師	細菌等の検査作業	180千円	月額5,000円 細胞検査士：10,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師、看護助手	深夜の看護等の業務	14,817千円	日額11,000円、 5,600円または7,000円
待機手当	臨床検査技師、看護師又は准看護師	自宅待機	716千円	待機平日500円/回 休日1,000円/回
特別診療手当	医師	夜間休日の救急 外来患者の診療等	464千円	夜間1診療1,000円 または休日日中 1診療500円 入院の場合3,000円
呼出手当	医師、診療放射線 技師、臨床検査技師 又は看護師	呼出を受けての 患者の診療等	872千円	5,000円～10,000円 /回

早出手当	医師	正規の勤務時間前における勤務	340千円	1回2,000円
残番手当	医師	正規の勤務時間後における勤務	254千円	1回2,000円
手術手当	医師及び看護師 (術者及び補助者)	手術に従事(診療報酬点数表の手術点数3,000点以上)	2,753千円	手術料の100分の3に相当する額
死体処理手当		死体処理に従事	46千円	1件200円
産業医手当	医師	産業医として従事	720千円	1事業所につき月額30,000円
文書作成手当	医師	診断書等作成に従事	802千円	1通につき1,000円
労働衛生手当	保健師	労働衛生業務に従事	120千円	月額10,000円
労働環境管理手当	保健師	労働環境管理業務に従事	24千円	月額2,000円
抗がん剤注射薬取り扱い手当	薬剤師	抗がん剤注射薬を取り扱う業務に従事	145千円	1件につき1,000円
防疫等作業手当	医師、診療放射線技師、臨床検査技師又は看護師	新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事	3,125千円	3,000円～4,000円/回

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	31,128千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	121千円
支給実績(令和元年度決算)	50,752千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	200千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 16歳～22歳までの子5,000円/人加算 ・その他の扶養親族 6,500円	同		千円 28,576	円 223,246
住居手当	借家(12,000円)以上	同		千円	円

	家賃の額に応じて28,000円を限度に支給			10,049	245,102
通勤手当	電車、バスを利用 定期代を支給 自動車等を使用 距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		千円 23,074	円 77,691
管理職手当	支給額 19,100円～137,700円	同		千円 27,586	円 424,403
管理職特別勤務手当	管理職手当受給職員が臨時 又は緊急の必要等により週 休日等に勤務した場合に支 給2,150円～10,000円	同		千円 325	円 46,486
初任給調整手当	東陽病院の医師に支給	同		千円 24,379	円 3,482,771
宿日直手当	宿日直を命ぜられた場 合に支給 2,950円～25,000円	同		千円 7,026	円 39,031

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市区町村長	760,000円（—円）	（参考）類似団体における最高／最低額 890,000円／385,000円 730,000円／530,000円	
	副市町村長	607,000円（—円）		
報酬	議長	271,000円（—円）	445,000円／271,000円	
	副議長	217,000円（—円）	375,000円／217,000円	
	議員	202,000円（—円）	344,000円／202,000円	
期末手当	市区町村長 副市町村長	（令和2年度支給割合）4.45月分		
	議長 副議長 議員			
退職手当	市区町村長	（算定方式） 給料月額×在職月数×0.35	（1期の手当額） 12,768,000円	（支給時期） 任期满了時
	副市町村長	給料月額×在職月数×0.25	7,284,000円	任期满了時
	備考			

- （注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

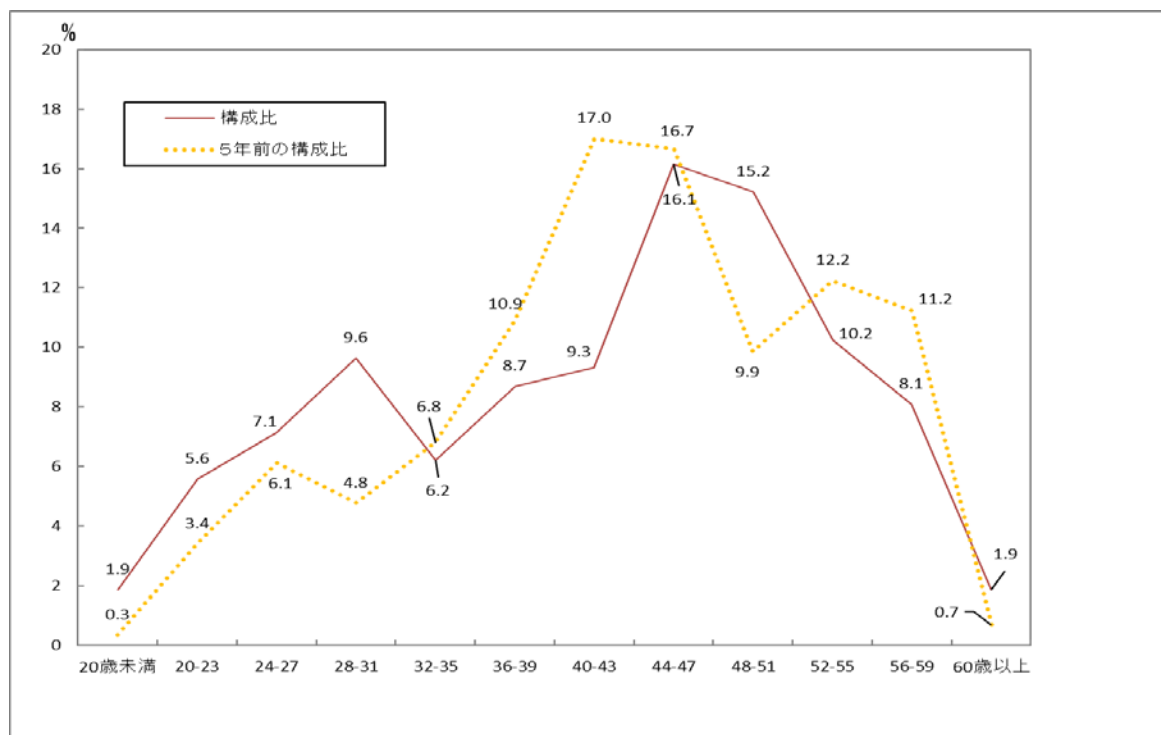
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	事務内容の見直しによる増減
		総 務	51	57	6	
		税 務	16	17	1	
		民 生	32	31	△1	
		衛 生	19	19	0	
農 林 水 産		15	15	0		
商 工		5	3	△2		
土 木	15	15	0			
計	計	156	160	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.47人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.31人)	
教 育 部 門		34	34	0		
消 防 部 門						
小 計		190	194	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.02人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 76.36人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	102	106	4	定年等退職による減	
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	23	21	△2		
小 計		126	128	2		
合 計		316	322	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 137.80人	
		[382]	[382]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	6	18	23	31	20	28	30	52	49	33	26	6	322

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	148	148	148	154	156	160	12(8.11%)
教育	34	34	34	34	34	34	0(0.00%)
普通会計計	182	182	182	188	190	194	12(6.59%)
公営企業等会計計	112	115	124	130	126	128	16(14.29%)
総合計	294	297	306	318	316	322	28(9.52%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。